

平成20年9月16日

事業主 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

厚生年金保険の被保険者原簿と基金の加入員原簿の記録の整備等について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、加入員の皆様の「住所一覧表」のご提出にご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、いわゆる年金記録問題に端を発した厚生年金保険の被保険者原簿及び基金の加入員原簿の記録の整備に関して、下記のとおり、関係法令が施行され、これに伴い当該通知が行政当局から発出されたことから、このほど当基金の給付規程等を整備いたしましたところ です。

これらの概要は、基金の設立事業所の役職員（厚生年金保険の被保険者）は、すべて基金の加入員となることから、厚生年金保険と基金双方の記録の整合性を図るため、厚生年金保険法第128条の届出を改めて周知するよう行政指導がありました。万一、所定の手続きを経ても、なお適正な届出がされず、止むを得ない場合には、基金はホームページ等に公表のうえ、当局を通じて国会に報告する義務を課せられました。

事業主の皆様には、常日頃、適正な届出につきまして、多大なご尽力をいただいているところですが、このような事情をご賢察のうえ、一層のご協力をいただきたくお願い申し上げます。

一方、事業主の届出に加え、社会保険庁からの記録の訂正通知並びに加入員及び加入員であった者（以下「加入員等」という。）からの記録の訂正の申出に基づき、加入員原簿と突合せのうえ、必要に応じて所要の訂正を行い、事業主及び（事業主を通じ又は直接）加入員等に通知することとされました。

つきましては、業務繁忙の折、誠に恐縮に存じますが、本件につきまして、加入員の皆様にもご周知くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 平成19年12月19日に施行された法令（抜粋）
◎厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）、同法施行令（平成19年政令第382号）、同法施行規則（平成19年厚生労働省令第151号）
2. 発出された通達・通牒（抜粋）
 - (1) 厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について（平成19年10月9日、年発第1009001号）厚生労働省年金局長通知
 - (2) 「厚生年金基金の事業運営基準について（昭和41年11月30日年発第549号中、別紙「厚生年金基金の事務運営基準」）」の一部改正について（平成20年3月28日、年発第0328003号、平成20年4月1日施行）同省年金局長通知
 - (3) 「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて（昭和42年3月28日年企発第20号中、別添『厚生年金基金事務取扱い準則』）」の一部改正について（平成20年3月28日、年企発第0328001号、平成20年4月1日施行）同局企業年金国民年金基金課長通知